

NPO法人「在日中国人医師協会」のご案内



特定非営利活動法人「在日中国人医師協会」

Approved NPO *Chinese Medical Association in Japan*

特定非営利活動法人「在日中国人医師協会」概要

■名 称:  特定非営利活動法人「在日中国人医師協会」
Approved NPO *Chinese Medical Association in Japan*

■所 在 地:

本 部: 〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目35番201

・Tel: 03-5319-0728

・Fax: 03-5319-0723

・E-mail: info@cmaj.or.jp

・HP: <http://cmaj.or.jp>

支 部: 〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢16-12 南藤沢AFビル405

■内閣府設立認証日: 2007年4月02日(法人番号:9010005011586)

■目 的: 日本留学中、または留学経験がある中国人医師の学術交流と医薬学・医療に関する情報交換ならびに中日両国の医薬および医療の充実向上に寄与することを目的とする。

■活 動 分 野: 保健・医療・福祉／学術・文化・芸術・スポーツ／国際協力／
科学技術の振興／職業能力・雇用機会／連絡・助言・援助

■役人名簿

役 職 名 氏 名

会 長 : 銭 勇

理 事 長 : 金 殷鉄

副 理 事 長 : 朱 大勇(事務局長兼任)

副 理 事 長 : 李 亜範

副 理 事 長 : 喬 紅

理 事 : 黄 海瑛

理 事 : 蔡 偉華

理 事 : 吳 明

理 事 : 展 広智

理 事 : 馬 智峰

監 事 : 金 宗鉉

監 事 : 黄 守青

中日の医学交流の掛け橋になるために。

この度、在日中国人医師協会の会長に選出していただきまして、誠に光栄なことと感じております。私自身は今まで、中国、日本、アメリカで医学を学び、医学研究を行ってまいりました。人の命を助ける医学の世界に国境はないということはいうまでもなく、それぞれの国には日々研鑽している医師や研究者がおり、それぞれの専門知識やノウハウが有効に融合することによって、人類医学の発展に更なる貢献ができると確信しております。ご周知のように、この20年間、わが国の目覚ましい経済発展に伴い、多くの医師や医学研究者が来日し、先端医学を学んで、日本の医学研究分野で大きく活躍しており、優秀な人材が数多く輩出されています。このような背景の中で、中日の医学の交流を深め、医学のさらなる発展に寄与するため、今までに類のない在日中国人医師協会の発足を決定したわけであります。在日中国人医師協会成立の主な目的としては、日本の研究機関や企業に活躍している中国人医師、および医学に携わる医学部留学生などを中心とする人材ネットワークを構築することであり、両国の医学発展を促進するとともに、中日の医学交流の掛け橋になりたいと考えております。今後の本協会の一層の発展に向けて、皆様のご協力を何卒宜しくお願いいたします。

NPO法人「在日中国人医師協会」
会長 銭 勇

中国人医師や医学留学生の 日本での活動をサポートしていきます。

在日中国人医師協会は、日本に在留する中国人医師及び日本への留学経験のある中国人医師、医学を学ぶために日本へ留学している中国人学生等で構成されるネットワークです。会員同士はもちろんのこと、日本の医学界との交流を図りながら、中日両国における医学及び医療の発展に寄与するとともに、会員の日本での活動を支援することを目的に設立いたしました。

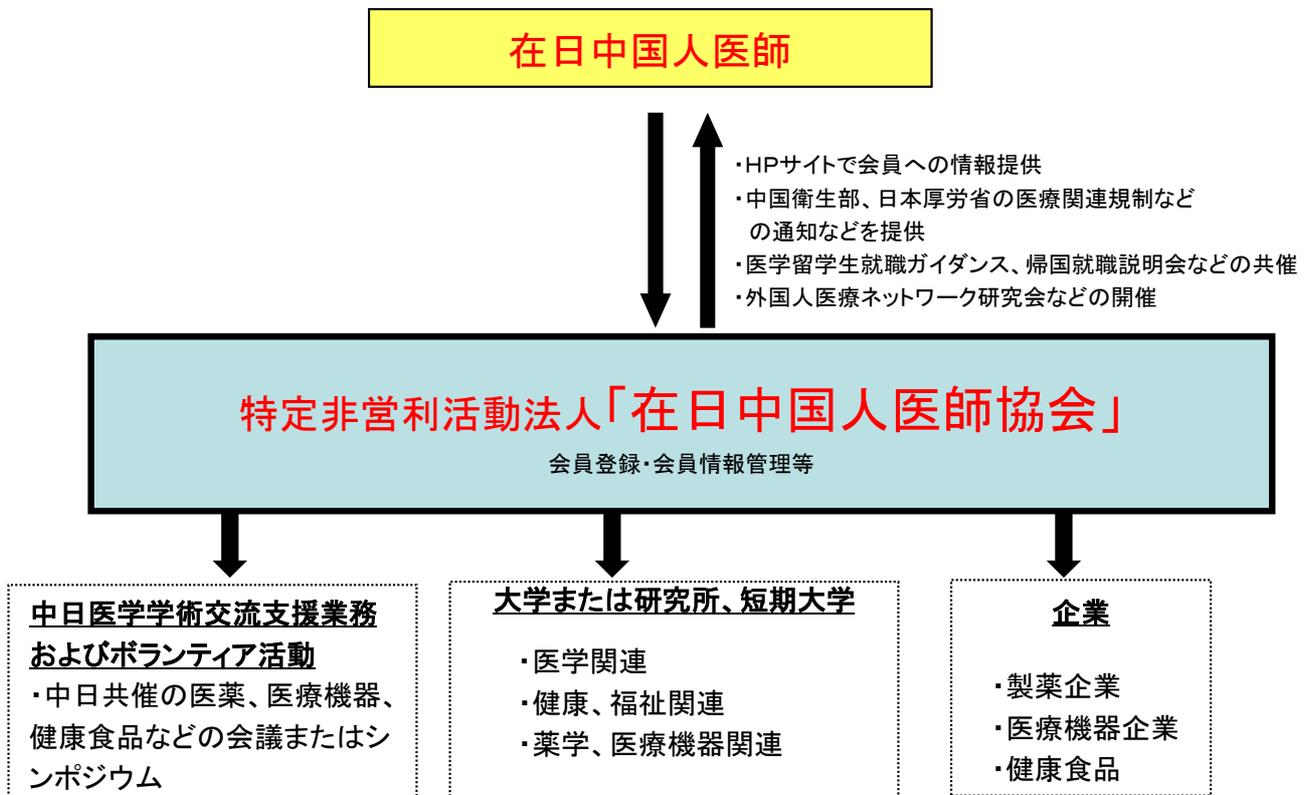
そのために日本人医師との交流の機会の創設や、医学的なスキルアップを図るための学術研究会の開催、中国医療に関する相談窓口の設置、会員の就職・転職のリクルートのサポートなどの活動を推進してまいります。

グローバル化の波は医学界にも押し寄せており、中国人医師が国際社会で活躍できる場もますます増えていくと思われます。在日中国人医師協会は、中国人医師の日本での活動の場を広げるとともに、中国と日本の医学界の橋渡し役を務め、中日両国の医学の進歩に貢献していきたいと考えております。

NPO法人「在日中国人医師協会」
理事長 金 殷鉄

NPO法人「在日中国人医師協会」は 下記の活動を推進していきます。

- (1) 協会の会員同士の学術交流・情報交換の機会の創設
- (2) 日本人医師や医療関係者と会員との学術交流・情報交換の機会の創設
- (3) 医学的なスキルアップを図るための中日の学術研究会等の開催
- (4) 医薬、医療機関への講演会、講習会等の開催
- (5) 中国医療に関する相談窓口の設置、運営
- (6) 会員の就職支援
- (7) 医学留学人員への各種支援
- (8) 中日の医薬、医療情報に関する情報提供
- (9) 中日文化交流の民営的見地からのサポート



NPO法人「在日中国人医師協会」は 下記の会員を募集しています。

- (1) **正会員**： 当協会の目的に賛同して入会した在日中国人医師（歯科医を含む）、または、日本の医・歯科大学留学経験があり、その後帰国或いは第三国へ行った者で、かつ理事会で認められた者
- (2) **準会員**： 当協会の目的に賛同して入会した医科・歯科大学在学中の大学生で、かつ理事会で認められた者
- (3) **一般会員**： 在日中国人薬剤師、検査技師、看護師などの医療従事者または当協会に賛同して入会した個人で、かつ理事会で認められた者
- (4) **賛助会員**： 当法人に賛助するため入会した団体
- (5) **名誉会員**： 当法人に功労のあった者、または学識経験者で理事会において推薦された者

入会金・会費

	入会金	年会費
正会員	3,000円	5,000円
準会員	3,000円	3,000円
一般会員	3,000円	5,000円
賛助会員	心志	100,000円/1口
名誉会員	心志	心志

入会のご案内(正会員・準会員・一般会員)

◆入会までの流れ



①入会申請

1.住所、2.氏名、3.年齢、4.性別、5.職業、6.勤務先(通学先)、7.学歴、8.連絡先電話番号、9.E-mailアドレス、10.中国での医師免許番号(正会員のみ)を、E-mailまたはFAX、郵便でお知らせください。

FAX・郵送で申請する場合は、ホームページ(<http://cmaj.or.jp>)から申請書をダウンロードしてプリントアウトし、必要事項をご記入の上、お送りください。

- ・郵送先: 〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目35番201室
NPO法人「在日中国人医師協会」事務局
- ・E-mail: info@cmaj.or.jp
- ・Fax: 03-5319-0723

②入会審査

理事会で審査会を開き、入会資格があると認められた後に、入会申込書等の書類をお届けします。

③入会申込書の提出

入会申込書に必要事項をご記入の上、下記までご郵送ください。

- 〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目35番201室
NPO法人「在日中国人医師協会」事務局

④入会金・年会費の納付

申込書郵送後10日以内に、入会金及び1年分の会費を下記口座にお振込ください。

- ・金融機関名: 三菱東京UFJ銀行
- ・支店名: 飯田橋支店
- ・口座番号(普): 4893928
- ・口座名義: 特定非営利活動法人 在日中国人医師協会 (トクヒ) ザイニチチュウゴクジンイシキョウカイ

* NPO法人在「日中国人医師協会」の年会費は、入会日より1年間の会費となります。

* 但し、例えば今年度(平成19年度)の入会については、平成20年10月まで有効とします。

⑤会員登録

入会金・年会費の振込みを確認した後、会員登録いたします。会員番号についてご連絡させていただきます。

入会のご案内(賛助会員)

◎入会までの流れ



①入会申請書兼入会申込書の提出

「入会申請書兼入会申込書」をホームページ(<http://cmaj.or.jp/入会案内/>)からダウンロードしてプリントアウトし、必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてご提出ください。

- ・郵送先: 〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目35番201室
NPO法人「在日中国人医師協会」事務局
- ・E-mail: info@cmaj.or.jp
- ・FAX: 03-5319-0723

②入会審査

本協会及び会員の名譽を確保するために、本協会理事会で入会審査をさせていただきます。審査結果につきましては書面にて通知させていただきます。

③年会費の納付

入会資格を認定させていただいた方は、1年分の会費を下記口座にお振込ください。

- ・金融機関名: 三菱東京UFJ銀行
- ・支店名: 飯田橋支店
- ・口座番号 (普): 4893928
- ・口座名義: 特定非営利活動法人 在日中国人医師協会 (トクヒ) ザイニチチュウゴクジンイシキョウカイ

* NPO法人「在日中国人医師協会」の年会費は、入会月より1年間の会費となります。

* 但し、例えば今年度(平成19年度)の入会については、平成20年10月まで有効とします。

⑤会員登録

年会費の振込みを確認した後、会員登録いたします。会員番号についてご連絡させていただきます。

特定非営利活動法人「在日中国人医師協会」定款(会則)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人「在日中国人医師協会」(英文名: Chinese Medical Association in Japan)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〒170-0003 東京都豊島区駒込1丁目35番201室に、従たる事務所を神奈川県藤沢市南藤沢16-12南藤沢AFビル405に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本留学中または留学経験がある中国人医師の学術交流を促進するとともに、中日両国における医学および医療の充実向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 学術、文化、芸術等の振興を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条

1 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 医学、医療に関する中日の学術研究会開催などの交流事業
- (2) 中国医療に関する相談窓口の設置、運営事業
- (3) 医薬、医療に関する調査研究事業
- (4) 中日の医薬、医療情報に関する普及啓蒙事業
- (5) 国際交流の促進事業
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は次のその他の事業を行う。

- (1) 医薬、医療機関への講演会、講習会等の開催事業
- (2) 在日中国人医師、医療関係者相互のネットワーク構築及び情報提供
- (3) 中国人医師の就職に関する情報収集および提供

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員、準会員、一般会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員: 当協会の目的に賛同して入会した在日中国人医師(歯科医を含む)、または、日本の医・歯科大学留学経験があり、その後帰国或いは第三国へ行った者で、かつ理事会で認められた者
- (2) 準会員: 当協会の目的に賛同して入会した医科・歯科大学在学中の大学生で、かつ理事会で認められた者
- (3) 一般会員: 在日中国人薬剤師、検査技師、看護師などの医療従事者または当協会に賛同して入会した個人で、かつ理事会で認められた者
- (4) 賛助会員: この法人に賛助するため入会した団体
- (5) 名誉会員: この法人に功労のあった者、または学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、2名以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員のうちから理事会において選任する。

- 2 会長、理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 名誉会長、顧問は理事会で選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本会の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員、準会員、一般会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員、準会員、一般会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員、準会員、一般会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員、準会員、一般会員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 運営に関する重要事項
- (9) その他民法に定める総会議決事項以外の事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員、準会員、一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員、準会員、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、財団法人「日中友好会館」に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員、準会員、一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

賛助会員規約

【目的】

第1条

この規約は、本協会が定款第6条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、本協会の事業活動の推進に資することを目的とする。

【資格】

第2条

賛助会員の資格を有するものは、本協会の趣旨に賛同し、本協会の事業活動に協力しようとするもので、本協会が賛助会員として認めたものとする。

【賛助会員に対する事業】

第3条

本協会は、賛助会員に対し次の事業を行う。

- 1 本協会が作成または発行する資料の頒布
- 2 本協会との情報交換のためのイベントの開催
- 3 その他第1条を達成するために必要な事業

【会員特典】

第4条

賛助会員は次の特典を受けることができる。

- 1 本協会の刊行物の送付。
- 2 協会会員医師に関する情報を本協会の定める規定に従い受けることができる。
- 3 本協会が主催する年1回の総会に参加できる。
- 4 本協会が主催するイベントに参加できる

【加入】

第5条

賛助会員たる資格を希望するものは、本協会が定める規定に従い加入申し込みをし、本協会の承諾を得て加入するものとする。

- 1 前項の諾否は理事会において決定する。

【会費】

第6条

賛助会員は、年会費を納入するものとする。

- 1 会費の額は、**年会費100,000円**を1口とし、1口以上を負担するものとする。

【脱会】

第7条

賛助会員が脱会しようとするときは、あらかじめ別に定める退会届を本協会にて届出て脱会するものとする。

【除名】

第8条

本協会は次の各号に該当する賛助会員を除名することができる。

- 1 本協会の事業を妨げまたは本協会に対する名誉を毀損する行為があったとき
- 2 会費の納入を怠ったとき
- 3 その他賛助会員として相応しくない行為をしたとき

【資格の喪失】

第9条

賛助会員が次の各号に該当する場合はその資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をしたとき
- 2 本人が死亡、もしくは失踪宣言を受け、または賛助会員である団体が消滅したとき
- 3 継続して3年以上会費を滞納したとき
- 4 除名されたとき

【拠出金の不返還】

第10条

賛助会員が既に納入した会費、その他の拠出金は返還しない。

【その他】

第11条

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

第12条

賛助会員についての本契約の変更事項があった場合、変更の1ヶ月前に会員に文書をもって告知する。

付則

この規約は、平成18年10月21日より施行する。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年10月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年10月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	3,000円
準会員	3,000円
一般会員	3,000円
賛助会員	心志
名誉会員	心志

(2) 年会費

正会員	5,000円
準会員	3,000円
一般会員	5,000円
賛助会員	100,000円(1口)から
名誉会員	心志

※特定非営利活動法人の手續上、変更があった場合理事会に一任する。